

求職者支援訓練コース案内

【10月開講】 【実践コース】

【介護職員実務者研修科】



訓練番号 4-30-40-02-05-0054

訓練実施機関名

株式会社 アイコンズ

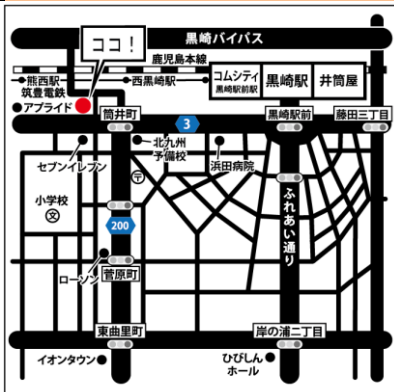
訓練期間	平成30年10月22日(月) ~ 平成31年4月19日(金)		土日祝日の訓練の有無	無
訓練時間	9:10 ~ 15:35			
訓練概要	福祉の仕事に関する介護の知識及び技能・技術を習得する			
訓練対象者の条件	特になし			
注意事項	当コース受講に関する条件です。求職者支援訓練を受講するためには、「特定求職者」としての要件を満たす必要があります。【要件は裏面下部(注)をご確認ください。】			
定員	15名	受講申込者が定員の半数に満たない場合は、訓練が中止となる場合があります。		

募集期間	平成30年8月20日(月) ~ 平成30年9月18日(火) (注)		
	(注)受講申込みをするためには、ハローワークで複数回の相談を行うことが条件になります。このため、9月14日(金)までにハローワークで初回の相談を行う必要があります。適切な訓練コースの選択ができるように、お早めに住所管轄のハローワークにご相談ください。		
訓練実施施設の見学	可	見学可能日	随時可能です。事前にお問い合わせください。
調整期間(※)	平成30年9月21日(金) ~ 平成30年9月26日(水)		
受講申込書提出場所	〒806-0031 福岡県北九州市八幡西区熊西1丁目2番5号ランデージ黒崎ビル4F		
選考試験実施日	平成30年10月1日(月)	選考結果発送日	平成30年10月5日(金)
選考試験実施場所	〒806-0031 福岡県北九州市八幡西区熊西1丁目2番5号ランデージ黒崎ビル4F		
選考方法	面接、志望動機などの簡単な3行作文	持参する物	筆記用具

※ 申込をした訓練コースが、募集期間終了後に中止となった場合に限り、他の訓練コースに申込みができる期間です。詳しくは、住所管轄のハローワークまでお問い合わせください。

訓練実施施設名	ウェルネスジョブカレッジ		
訓練実施施設の所在地	〒806-0031 福岡県北九州市八幡西区熊西1丁目2番5号 ランデージ黒崎ビル4F		
電話番号(お問い合わせ先)	093-616-9919	お問い合わせ担当者	豊福・満島
駐車場の有無、台数及び料金	無	最寄駅等	JR黒崎駅より徒歩7分 筑豊電鉄熊西駅より徒歩2分
駐輪場の有無、台数及び料金	有 無料 5台位		

訓練施設PR欄(過去の訓練の実績、就職率、就職先、訓練の特徴等)



ガラス張りのきれいなビルの4F

随時 ご見学受け付けています。
まずは、お気軽にお電話ください。



※ 企業実習時の訓練時間は通常訓練時間と異なります。(詳しくは訓練施設にお問い合わせ下さい。)
※実務者研修修了証は、介護福祉士 国家試験の合格を保証するものではありません。(平成28年度からの介護福祉士 国家試験の受験資格要件の一つです。)

訓練カリキュラム

訓練実施機関名: 株式会社 アイコンズ

訓練目標 (仕上がり像)		福祉施設等において利用者に適切な介護を提供できる								
訓練修了後に取得 できる資格	名称(介護福祉士実務者研修修了証)	認定機関(株式会社 アイコンズ)				任意受験				
	名称(※修了証の発行は研修終了後の平成31年4月21日になります。)	認定機関()				任意受験				
	名称()	認定機関()				任意受験				
	名称()	認定機関()				任意受験				
	名称()	認定機関()				任意受験				
訓練概要		福祉の仕事に関する介護の知識及び技能・技術を習得する								
訓練 内容	科目		科目の内容				訓練時間			
	入校式・修了式		入校式(1H)オリエンテーション(2H)修了式(2H)							
	①人間の尊厳と自立		人間の尊厳と自立				5時間			
	②社会の理解 I		介護保険制度				5時間			
	③社会の理解 II		生活と福祉、社会保障制度、障害者自立支援制度、介護実践に関する諸制度				30時間			
	④介護の基本 I		介護福祉士制度、尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開、介護福祉士の倫理				10時間			
	⑤介護の基本 II		介護を必要とする人の生活の理解と支援、介護実践における連携、介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護福祉士の安全(安全衛生2H)				20時間			
	⑥コミュニケーション技術		介護におけるコミュニケーション技術、介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション、介護におけるチームのコミュニケーション				20時間			
	⑦生活支援技術 I		生活支援とICF、ボディメカニクスの活用、介護技術の基本(移動・移乗、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助)、環境整備、福祉用具活用の視点				20時間			
	⑨介護過程 I		介護過程の基礎的知識、介護過程の展開、介護過程とチームアプローチ				20時間			
	⑩介護過程 II		利用者の状態(障害、要介護度、医療依存度、居住の場、家族の状況)における事例、事例における介護過程の展開、観察のポイント、安全確保・事故防止、家族支援、他機関との連携考察				25時間			
	⑪介護過程 III(学科)		介護過程の展開の実際				15時間			
	⑫発達と老化の理解 I		老化に伴う心の変化と日常生活への影響、老化に伴うからだの変化と日常生活への影響				10時間			
	⑬発達と老化の理解 II		人間の成長・発達、老年期の発達・成熟と心理、高齢者に多い症状・疾病と留意点				20時間			
	⑭認知症の理解 I		認知症ケアの理念、認知症による生活障害、心理・行動の特徴、認知症の人とのかかわり・支援の基本				10時間			
	⑮認知症の理解 II		医学的側面から見た認知症の理解、認知症の人や家族への支援の実際				20時間			
	⑯障害の理解 I		障害者福祉の理念、障害による生活障害、心理・行動の特徴、障害児者や家族へのかかわり・支援の基本				10時間			
	⑰障害の理解 II		医学的側面から見た障害の理解、障害児者への支援の実際				20時間			
	⑱ころとからだのしくみ I		介護に関係した身体の仕組みの基礎的な理解(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔)				20時間			
	⑲医療的ケア(学科)		医療的ケア実施の基礎				30時間			
・介護接遇		介護職員として就業する時に必要とされる接遇				20時間				
・就職支援		ジョブ・カード説明、履歴書の書き方、職務経歴書の書き方、面接の受け方(18H)				18時間				
・実習の心構え・報告		所内演習で学んだことを実習で活用するための注意事項・実習で体験した内容を報告				12時間				
⑧生活支援技術 II		利用者の心身の状況に合わせた介護、福祉用具等の活用、環境整備				30時間				
⑩介護過程 III(実技)		介護技術の評価				30時間				
⑲ころとからだのしくみ II		人間の心理、人体の構造と機能、身体の仕組み、心理・認知機能を踏まえた介護におけるアセスメント・観察のポイント、介護・連携の留意点(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容)【48H】(口腔清潔、睡眠、終末期の介護)【12H】				60時間				
⑳医療的ケア(実技)		医療的ケア実施の基礎、喀痰吸引(基礎的知識・実施手順)、経管栄養(基礎的知識・実施手順)、喀痰吸引演習(口腔、鼻腔、気管カニューレ内部)、経管栄養演習(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)、救急蘇生法演習 ※シミュレータ装置による演習(12H)を含みます。				42時間				
企業実習		実施しない	✓	実施する	※実施する場合、カリキュラムは別途作成し、総時間のみ記入してください。		90時間			
職場見学、職場体験、職業人講話										
訓練時間総合計		612時間	学科	360時間	実技	162時間	企業実習	90時間	職場見学等	時間
受講者の負担する費用		教科書代				13,820円		合計	13,820円	
		その他()				0円				
		備考(※企業実習の交通費、健康診断費用 補講費用が別途発生)								
受講生の負担する費用の注意点		※法定講習補講費用6800円/1日 ※健康診断費用(実費、5,000円程度、病院により異なります。)※交通費(15日間、実費、実習先により異なります。)								
備考		※ 金額は、すべて税込みです。								

(注1) 求職者支援訓練を受講できる方は、下記の全ての要件を満たす「特定求職者」です。

- ① ハローワークに求職の申し込みをしていること
 - ② 雇用保険被保険者や原則として雇用保険受給者でないこと
 - ③ 労働の意思と能力があること
 - ④ 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと
- * 在職中(週所定労働時間が20時間以上)の方、短時間就労や短期就労のみを希望される方などは、原則として特定求職者に該当しません。



(注2) ハローワークで職業相談を受け、現在有する技能、知識等と労働市場の状況から判断して、就職するための職業訓練を受講することが必要と判断された方に対して、次回の職業相談時に適切な訓練コースの受講申込書が交付されます。(初回の相談時においては、受講申込書は交付されません。)当該受講申込書を募集期間内に訓練実施機関までご提出願います。

(注3) 求職者支援訓練を受講する方は、就職支援措置の実施に当たるハローワーク職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければなりません。